



特定社会保険労務士

ヒライ先生のQ&A

〈PROFILE〉 平井繁利(ひらい しげとし)

1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究者として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。

〈現在〉 岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

相談事例 長時間労働の削減と過労自殺

その2

Q

過重労働が大きな社会問題となっていますが、過労死・過労自殺は年間何件くらい起きていますか？また、どの程度の長時間労働で過労死・過労自殺の危険がありますか？

A

「過労死等」とは、過労死等防止対策推進法第2条において、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう」と定義されています。現在、公表されている最新のデータである「平成27年度過労死等の労災補償状況」のポイントによれば、それぞれ次のようになっています。

1 脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況

・請求件数は795件で、前年度比32件の増となった。
・支給決定件数は251件で前年度比26件の減となり、うち死亡件数も前年度比25件減の96件であった。

・1か月平均の時間外労働時間数別支給決定件数は、「80時間以上～100時間未満」105件で最も多く、「100時間以上」の合計件数は120件であった。

2 精神障害に関する事案の労災補償状況

・請求件数は1,515件で、前年度比59件の増となり、うち未遂を含む自殺件数は前年度比14件減の199件であった。

・支給決定件数は472件で前年度比25件の減となり、うち未遂を含む自殺の件数も前年度比6

件減の93件であった。

・1か月平均の時間外労働時間数別支給決定件数は、「20時間未満」86件で最も多く、「80時間以上～100時間未満」20件、「100時間以上」の合計件数は172件であった。

・出来事別の支給決定件数は、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」75件、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」60件の順に多い。

つぎに、2つの電通事件での実際の労災補償事例や判例で、どの程度の長時間労働があつて、こうした疾患や精神障害がおきたのかをみてみます。

昨年、電通の新人女性社員の自殺は労災と認定されました。新入社員の労働時間は、平成27年10月以降に業務が大幅に増えており、労基署は、新入社員の1か月間(平成27年10月9日～平成27年11月7日)の時間外労働を約105時間と認定しました。三田労基署は「仕事量が著しく増加し、時間外労働も大幅に増える状況になった」ことで、心理的負荷による精神障害で過労自殺に至ったとして労災認定しました。また、同じ電通で今から26年前におきた過労自殺は、最高裁まで争われ、過労死・過労自殺のリーディングケースとなっていますので、次号から連載紹介していきます。

〈つづく〉